

令和8年度 軽自動車税について

1. 軽自動車税を納税する人

- ・毎年4月1日現在、軽自動車等を持っている所有者(または使用者)

2. その他

- ・軽自動車等を手放したときに、廃車の手続きをしていないと軽自動車税がかかり続けます。
- ・年度途中で登録してもその年度の軽自動車税の課税・納付はなく、年度途中で廃車してもその年度の軽自動車税の減額・還付はありません。
- ・相続や引っ越しにより所有者情報(名義・住所等)が変わったときは、手続きが必要です。
※手続き先は、車種区分に異なりますので、納税通知書裏面を参照ください。

原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車の税額(年額)

車種区分		(ナンバー色)	一台あたりの税額
原動機付自転車	第一種 一般原付 総排気量50cc又は定格出力0.6kW以下	(白色)	2,000円
	※1 第一種 一般原付 総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	(白色)	2,000円
	第一種 特定原付(電動キックボード等) 定格出力0.6kW以下	(白色)	2,000円
	第二種乙 総排気量90cc又は定格出力0.8kW以下	(黄色)	2,000円
	第二種甲 総排気量125cc又は定格出力1.0kW以下	(桃色)	2,400円
	ミニカー 総排気量50cc又は定格出力0.6kW以下	(青色)	3,700円
軽二輪	125cc超～250cc以下 ※2 被索引車両を含む		3,600円
二輪の小型自動車	250cc超		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバイン、トラクター等で乗用装置付) (緑色)		2,400円
	その他(フォークリフト、ショベルローダー等) (緑色)		5,900円

※1 令和7年4月1日より原付の新基準が追加されています。 ※2 被索引車両(トレーラー)で一定の規格以下のもの。

三輪及び四輪以上の軽自動車の税額(年額)

区分		旧税率	新税率	重課税率	グリーン化特例(軽課)税率	
		平成27年3月31日までに新車として新規登録した車両	平成27年4月1日以降に新車として新規登録した車両	①のうち最初の新車の新規登録後13年を経過した車両 ※平成25年3月以前新規登録	75%軽減 電気自動車等 次世代自動車	50%軽減 令和2年度燃費基準 +令和12年度燃費基準 90%達成車
		①	②	③	④	⑤
三輪	乗用 営業用	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円
	その他					軽課適用外(新税率適用)
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円
		自家用	10,800円	12,900円	2,700円	軽課適用外 (新税率適用)
	貨物用	営業用	3,800円	4,500円	1,000円	
		自家用	5,000円	6,000円	1,300円	

※④、⑤の税率…令和8年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新車として新規登録されたもので一定の環境性能を満たすもの。